

(平成25年3月27日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和45年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月21日から同年8月1日まで  
年金事務所から通知された年金記録を確認したところ、申立期間の記録が無いことが分かった。

私は、昭和34年4月1日にA社に入社し、60年9月30日に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間に係る年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者の供述並びに申立期間に同社本社において総務担当として給与事務及び社会保険事務を担当していたとする者の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、同社B支店に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時のA社本社の総務担当者は、「申立人の申立期間に係る厚生年金保険料は控除されていたと思う。」と供述している。

さらに、A社解散時の事業主は、「会社の資料は残っていないが、申立期間当時、申立人とは同じC担当として仕事をしており、申立人だけが保険料を控除されていないといった特別な扱いはされていなかったため、申立期間中の保険料も控除されていたと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和45年6月の記録から8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社B支店は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の資料は保管されていない上、申立期間当時の事業主も既に死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 福岡（大分）厚生年金 事案 4603

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和45年5月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月11日から同年6月1日まで

私は、昭和45年1月12日にA社に入社し、同社C事業所で研修を受けた後、同社B事業所へ異動したが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、A社の元事業主の供述及び同社C事業所において、申立人と一緒に研修を受けたとする複数の同僚の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和45年5月11日にA社から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和45年6月の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、適用事業所名簿によれば、A社は平成11年5月に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、その当時の事業主も、当時の資料は残っていないと供述しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社B支店（現在は、A社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和34年1月11日であると認められることから、申立期間に係る資格喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、1万2,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年1月11日から34年1月11日まで

私は、昭和32年6月にA社に入社し、同年12月まではC県で、34年1月まではD県で勤務した。

しかし、私の厚生年金保険の被保険者記録は、昭和32年6月29日から33年1月11日までの期間となっており、D県で勤務していた期間の記録が無い。

給与明細書等の資料は所持していないが、昭和34年1月11日まで継続して勤務していたことは間違いないので、調査して、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が提出した申立人に係る失業保険被保険者資格喪失確認通知書、同社の回答及び申立人の勤務地などに関する具体的な供述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社B支店に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が、前述の失業保険被保険者資格喪失確認通知書により確認できる失業保険被保険者資格の喪失日である昭和34年1月11日と符合しない33年1月11日とされており、申立事業所は、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出した際に誤った資格喪失日を記載した可能性があり、管轄社会保険事務所（当時）から問合せがあれば当然に訂正していた旨回答している。

さらに、A社B支店に係る事業所別被保険者名簿により申立人は、昭和 33 年 1 月 11 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しているにもかかわらず、同年 10 月 1 日付けの定時決定の記録が記載されていることが確認でき、これらの記録が明らかに不自然であることを踏まえると、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を受理した管轄社会保険事務所において、十分な点検確認を怠り、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を交付したと考えられる。

これらの記録及び事業所の回答から判断すると、申立人が昭和 33 年 1 月 11 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失する旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和 34 年 1 月 11 日であったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店の事業所別被保険者名簿における申立人に係る昭和 32 年 12 月の記録から、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

## 福岡（大分）厚生年金 事案 4605

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和39年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月1日から同年9月15日まで

私は、C社に昭和39年4月に入社し、44年4月に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録及び事業主の回答から判断すると、申立人がC社及びA社に継続して勤務し（昭和39年7月1日にC社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和39年9月の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立人と同様に昭和39年7月1日にC社に係る厚生年金保険被保険者の資格を喪失した後、同年9月15日にA社に係る同資格を取得し、申立人の申立期間と同じ期間の年金記録が欠落している者が49人（申立人を含む。）確認できることから、事業主が同年9月15日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年7月及び同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成19年8月は62万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年2月1日から19年9月1日まで

私が所持している申立期間に係る給与明細票を見ると、同票に記載されている給与額と年金記録により確認できる標準報酬月額とが相違している。

申立期間について、実際に支給された給与額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間のうち、平成19年8月1日から同年9月1日までの期間については、申立人が提出した給与明細票から、その主張する標準報酬月額（62万円）に基づく厚生年金保険料額を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、前述の給与明細票で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

### 2 一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律



(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成 18 年 2 月 1 日から 19 年 8 月 1 日までの期間については、申立人が提出した当該期間に係る給与明細票において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録上の標準報酬月額を超えていることが確認できるものの、当該給与明細票において確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 27 年生

住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで

私は、A社（現在は、B社）に昭和 46 年 4 月 1 日から 62 年 5 月末日まで継続して勤務したが、同社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同年 5 月 31 日とされているため、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、昭和 62 年 5 月末日に退職するまで継続して勤務していたと申し立てている。

しかしながら、B社は、申立人が申立期間において在籍していないと回答しているところ、申立人のA社に係る雇用保険の被保険者記録によると、同社における離職日は昭和 62 年 5 月 30 日と確認できる上、B社が提出した申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の備考欄には「昭和 62 年 5 月 30 日退職」と記載されており、申立人が同年 5 月末日においてA社に在籍していたことを確認できない。

また、前述の資格喪失確認通知書、及びB社が提出した厚生年金基金の「加入員台帳」によると、申立人の被保険者資格喪失日及び加入員の資格喪失日は、昭和 62 年 5 月 31 日と確認でき、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録及びオンライン記録と一致している。

さらに、B社は、「申立期間当時、月末日の前日を退職日とし、厚生年金保険被保険者資格の喪失日を月末日とすることが慣例になっていた。」と回答しているところ、前述の資格喪失確認通知書では、申立人と連記で厚生年金保険被保険者資格の喪失届が提出されている同僚 3 人のうち 2 人に係る備考欄に

は「昭和 62 年 5 月 30 日退職」と記載され、残りの 1 人は「昭和 62 年 5 月 20 日退職」と記載されていることが確認できる上、前述の被保険者名簿により昭和 62 年 1 月から同年 12 月までの期間において厚生年金保険被保険者資格を喪失したことが確認できる同僚 27 人のうち 25 人は月末前日又は前々日を資格喪失日とされ、2 人は 21 日を資格喪失日とされており、申立期間当時、同社において月の初日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した同僚は確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。